

その他調査実績

●区画線調査

●街路樹調査

●橋梁点検サポート

●区画線調査

診断区分	I	II	III
判定基準	劣化が部分的であり、車両の走行に影響のない状態	劣化が確認され、車両の走行に支障をきたす恐れがある状態	劣化し、車両の走行に支障をきたしている状態
判定	損傷レベル小 (区画線有り) 緑色	損傷レベル中 (区画線消えかかっている) 黄色	損傷レベル大 (区画線消えている) 赤色



損傷レベル小



損傷レベル中



損傷レベル大

『舗装点検要領（平成28年10月）』または『路面標示ハンドブック』に基づき調査を行います。

●街路樹調査

